

認可保育園

運営規程

社会福祉法人弘恕会

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人弘恕会が設置する認可保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳幼児期の子どもと世帯、ならびに地域のすべての子どもと世帯に対し、その育ちを保障すべく適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、地域で暮らすすべての子どもの育ちを保障するために、関連法と告示に依拠した計画のもとに教育・保育を提供し、質の保障を鑑みた検証を実施する。

- 2 教育・保育の提供にあたっては、子どもの権利の視点に立ち、子どもの最善の利益が永続的に実現されるよう家庭や地域社会、関連機関や関連事業との連携を含めた内容での運営を努める。
- 3 当園は、子どもの乳幼児期を対象としながら、胎児期や学童期以降の子どもの暮らしが家庭や地域社会のなかで適切に保障されるよう、啓蒙活動の実施や事業展開に努める。

(名称及び所在地)

第3条 設置園の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、実践する保育は保育の計画のとおり児童福祉法、子ども子育て支援法に依拠し告示に従って保育を提供する。

2 当園が提供する保育・教育の内容については、「重要事項に関する説明書」を用いて説明し、文書にて同意を得る。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、児童福祉法第四十五条児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準ならびに、千葉市が定める配置基準を下回らない人数とする。担任保育士は子どもの現員により配置基準を満たす人数に調整する。

(1) 施設長（園長） 1人

園長は当園にかかわる子どもの最善の利益を実現するために家庭や地域社会との連携や調整を図り、園内の教育・保育が適切に提供されるよう園全体のマネジメントを担う。

(2) リーダーまたは主任保育士 1人

リーダーまたは主任保育士は、園長を補佐するとともに、当園の教育・保育の具体化を図り、職員をマネジメントする。

(3) 担任保育士

保育士は、教育・保育を実践的に提供し、フィードバックすることで教育・保育の具体化がさらに子どもの最善の利益を実現するものになるよう提案する。

(4) 調理員（調理業務委託）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士（調理業務委託）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園の給食調理業務をマネジメントする。

(6) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 7時00分から18時00分までとする。

土 7時00分から18時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 9時00分から17時00分までとする。

土 9時00分から17時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 7時00分から20時00分までとする。

土 7時00分から18時00分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 保護者は、保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。負担金額と徴収方法については「重要事項に関する説明書」等に記載する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、別表のとおりとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 当園の保育の開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに子どもの保護者等に連絡をするとともに、必要に応じて関連する期間に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。「避難及び消火に対する訓練」を毎月1回以上実施し、その他必要な訓練を適宜実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、子どもの権利の視点にたち、子どもの権利侵害の早期対応と予防のために次の措置を講ずる。

- 2 理事長は、子どもの権利侵害、虐待の予防のための責任者の選定及び必要な体制の整備を講じ、虐待ケースの早期発見及び予防のための職員に対する研修を実施、成果を確認し持続する措置を講じる。
- 3 子どもに対して次のかかわりを、「身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為」(児童福祉法第33条10項)として禁止する。
 - (1) 子どもの育ちの段階、個性、気持ち、意見などに合わない内容での保育実践
 - (2) 子どもの心身の状態を把握できないこと、把握しようとしめないこと
 - (3) 身体的な暴力行為やそれを疑われる行為(突き飛ばす、たたく、強く握る、引っ張る、外傷がなくとも痛みを伴う行為など)
 - (4) 精神的な侵害(突き放す、見放す、知らん顔をする、締め出す、閉じ込める、見せしめにする、恥をかかせる、不適切な褒めや叱りなどで行動を喚起する、呼び捨て、大声)
 - (5) 性的な側面での侵害(適切な対人距離を教えない、着替えの方法などを教えない、性的な言葉、他児との比較、おとなの慣習の強要、ジェンダーの強要など)
- 4 子どもに被虐待が疑われる場合には、迅速な支援ネットワークにより改善に努める。
- 5 マルトリートメント予防のため、家族や家庭の課題の改善を図る。

(苦情対応)

- 第 14 条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決受付担当者・責任者を通して、「千葉県私立認可保育園苦情解決連絡協議会」、「千葉県社会福祉協議会苦情解決」を利用し、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

- 第 15 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 当園は、千葉市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、当園のアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
 - 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、千葉市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

- 第 16 条 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

- 第 17 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

- 第 18 条 当園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- 2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年 1 回以上実施する。
 - 3 第三者評価を受審した際は、その結果を公表する。

(秘密の保持)

- 第 19 条 当園の職員は、子どもの育ちを保障する目的で業務上知り得た子どもや世帯の秘密を保持する。
- 2 情報は厳重に管理し、目的以外の使用はしない。また、退職職員においても適用される。
 - 3 保護者に対して、保育の利用によって知り得た個人的な情報の提供を控えることの説明を「重要事項に関する説明書」により実施し、同意を文書にて得る。

(記録の整備)

第20条 当園は、当法人が別に定める「文書保存規程」により、教育・保育の提供に関する記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第21条 その他運営についての重要事項の詳細については「重要事項に関する説明書」及び別紙に記載する。

(規程の改廃)

第22条 この規程を改廃する際は、社会福祉法人弘恕会の理事会の議決を経るものとする

附則

1. この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第9条の認可保育園みどりまちの規定改正は、5月1日から施行する。

【 別 表 】

(名称及び所在地)

第3条 設置園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
マリア保育園	千葉県若葉区みつわ台3丁目6番
千葉聖心保育園	千葉県若葉区若松町531-197
認可保育園みどりまち	千葉県稲毛区緑町2丁目22番1号

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

マリア保育園

ク ラ ス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定 員	3人	3人	14人	0人	0人	0人	20名

千葉聖心保育園

ク ラ ス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定 員	6人	12人	12人	15人	15人	15人	75名

認可保育園みどりまち

ク ラ ス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定 員	9人	10人	10人	10人	10人	11人	60名
一 時 保 育	3人			6人			